

第73号 (令和4年1月13日)



日本年金機構
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 岡村 幸健

➤ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

➤ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin_Kikou)

かけはし

はじめに

【目次】

- はじめに
- 理事長の挨拶
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 地域の独自情報
- 編集後記

新年明けましておめでとうございます。

さて本号では、令和3年分公的年金等の源泉徴収票の送付、年金制度改正法の一部施行について掲載しています。

障害年金講座では、令和4年1月1日から改正された眼の障害認定基準や留意事項をご案内しております。

ぜひ、日々の業務にご活用ください。

今後もより良い情報誌づくりに一層努力してまいりますので、本年もどうぞよろしくお願いたします。

ご挨拶

日本年金機構理事長 水島 藤一郎

あけましておめでとうございます。

市区町村職員の皆様方におかれましては、幸多き新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、皆様方には日頃より国民年金事業の円滑な推進にあたり格段のご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

はじめに、当機構の基幹業務である国民年金事業につきましては、地域住民の皆様との相談窓口である市区町村におきまして、納付案内等きめ細やかな対応を行っていただいたことにより安定的な運営がなされてきたところです。

その結果、国民年金保険料の令和2年度の現年度納付率は71.5%、最終納付率は77.2%となり、現年度納付率は9年連続、最終納付率は8年連続の上昇を達成しました。

これもひとえに、市区町村職員の皆様方のお力添えの賜物であります。重ねて御礼申し上げます。

さて、令和4年度における年金制度改正について申し上げますと、まず、「老齢年金の繰下げ受給の上限年齢の引上げ」、「在職老齢年金制度の見直し」、「在職定時改定の導入」、「国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え」が4月1日から施行され、「被用者保険の適用拡大」が10月1日から施行されます。

これらの改正事項については、現在、施行に向けた対応を進めているところですが、制度をいかに分かりやすく周知していくかが大切なことだと考えており、厚生労働省年金局と連携して、円滑な施行に向けた取組を進めていく所存です。

一方で、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、市区町村職員の皆様に向けた研修及び事務打ち合わせ会の開催が困難な時期が続きました。

このような状況を受け、市区町村職員の皆様が安心できる形で、真に必要なとする情報をタイムリーに受けられる環境を整備しなければならないと考えております。現在、当機構では、「オンラインビジネスモデル実現の推進」を重点取組施策の一つに位置付け、さまざまな取組を進めているところですが、市区町村職員の皆様に向けた研修等の実施及び情報提供についても、情報セキュリティ面の安全性の確保などさまざまな課題を整理し、オンライン化の実現に向けて努力してまいります。

改めて申し上げるまでもありませんが、国民年金制度を含む公的年金制度の円滑な運営や、年金権確保をはじめとする地域住民の皆様のサービス向上のためには、市区町村職員の皆様方と当機構が協力・連携を一層深めつつ、協働して事業にあたる必要不可欠であると考えております。

当機構の役職員一人ひとりが、地域住民の皆様のニーズをしっかりと把握し、年金実務のプロとしての自覚・矜持・気概をもって、市区町村職員の皆様方とともに日々の職務に当たってまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、国民の皆様の年金権確保に向けて、国民年金制度の普及・啓発活動に、市区町村職員の皆様方のご支援とご協力をお願いするとともに、本年が市区町村職員の皆様方にとって実りある一年となりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



障害年金講座

第25回!

障害年金センター

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いたします。

さて、今回のテーマは、

障害年金用診断書を確認するときの留意事項

です!

障害年金用診断書を確認するときの留意事項

今号では、令和4年1月1日から改正された眼の障害認定基準を紹介するとともに、新しい眼の障害用診断書を確認するときの留意事項についてお知らせします。

ぜひ、障害年金事務の参考にしてください。

改正後の障害認定基準は、それぞれ次に定めるものについて適用します。

①	新規請求	次の区分に応じて定める日が施行日以後であるもの ア. 障害認定日請求 : 障害認定日 (20歳前障害基礎年金においては、障害認定日又は20歳に達した日のうち、いずれか遅い日) イ. 事後重症請求 : 請求日 ウ. 「初めて2級」請求 : 初めて障害の等級に該当するに至ったとき エ. 障害手当金 : 受給権の発生日
②	障害状態確認届	障害状態確認届の提出期限とされた指定日が施行日以後であるもの
③	額改定請求	額改定の請求日が施行日以後であるもの
④	支給停止事由消滅届	支給停止事由が消滅した日が施行日以後であるもの

注意

上記に定めるもの以外は、改正前の障害認定基準が適用されます。
改正前の障害認定基準が適用される場合であっても、診断書様式は新様式を使用してください。

1. 「眼の障害」の障害認定基準改正について

(1) 視力障害の新基準

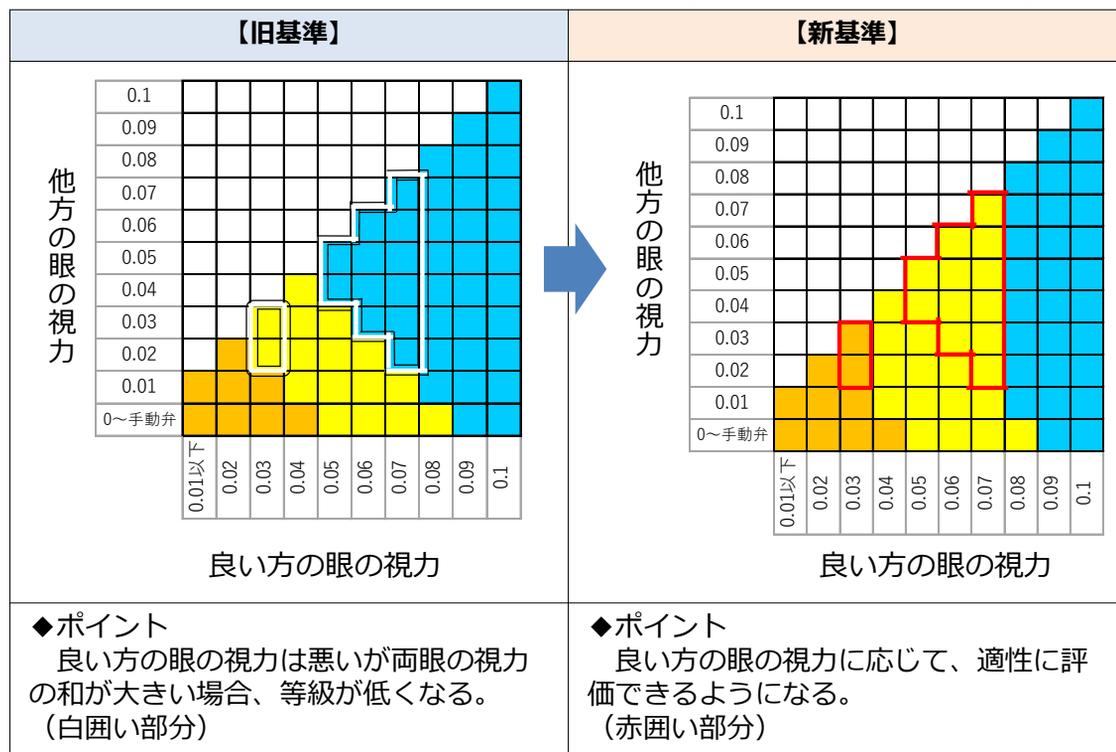
視力障害については、良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による障害認定基準に変更されます。

【視力障害の障害認定基準】

1 級	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの
	視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
2 級	視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
	視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
3 級	視力の良い方の眼の視力が0.1以下のもの
障害 手当金	視力の良い方の眼の視力が0.6以下のもの
	一眼の視力が0.1以下のもの

※障害手当金の基準に変更はありません。

◎赤で囲んだ部分の障害等級が改正されています。 (■ : 1級 ■ : 2級 ■ : 3級)



(2) 視野障害の新基準

視野障害については、これまでのゴールドマン型視野計に基づく障害認定基準に加えて、現在広く普及している自動視野計に基づく障害認定基準も創設されます。

また、求心性視野狭窄や輪状暗点といった症状による限定をやめて、測定数値により障害等級を認定します。

さらに、自動視野計の導入に伴い、ゴールドマン型視野計に基づく障害認定基準の整理を行うとともに、視野障害をより総合的に評価できるよう、視野障害についても1級及び3級の障害認定基準が規定されます。

【視野障害の障害認定基準】

○自動視野計に基づく障害認定基準

1級	両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2級	両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
3級	両眼開放視認点数が70点以下のもの
障害手当金	<ul style="list-style-type: none">・両眼開放視認点数が100点以下のもの・両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

○ゴールドマン型視野計に基づく障害認定基準

1級	両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
2級	<ul style="list-style-type: none">・両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの・求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I/2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの
3級	両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下のもの
障害手当金	<ul style="list-style-type: none">・I/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの・両眼による視野が2分の1以上欠損したもの

注意

眼の障害認定基準が改正されたことにより、現在受給中の障害等級が下がることはありません。

また、今回の改正によって障害の状態に変更がなくても、障害等級が上がる可能性のある場合は、額改定請求の手続きをすることができます。

2. 診断書確認時の留意事項（眼の障害用）

◎眼の障害用診断書を使用する主な傷病名

白内障、緑内障、ブドウ膜炎、眼球萎縮、癒着性角膜白斑、網脈絡膜萎縮、網膜色素変性症、糖尿病性網膜症、網膜はく離 等

眼の障害用診断書 ①～⑩(1)(3)(4) 欄

○診断書①欄～⑦欄

診断書①欄から⑦欄の記載事項（障害の原因となった傷病名、初めて医師の診療を受けた日等）は、障害の状態にかかる診断記録とともに、年金の審査で不可欠な事項となるので、記入もれがないこと。

○診断書②欄～③欄

診断書②欄と③欄の「本人の申立て」に○が付されている場合は、() 内にそれを聴取した日が必ず記入されていること。（本人の申立てが、初診時の問診で確認できるのか、診断書を持参したときの申立てなのかを判断するため）

○診断書⑧欄「診断書作成医療機関における初診時所見」

初診年月日（赤字）は、誤記や記入もれが無いこと。また、初診時所見について記載されていることを確認する。

○診断書⑩欄「障害の状態」

障害の状態について、現症日（赤字）に誤記や記入漏れがないこと。⑩(1)～(4)を記入する際の重要な日付なので、必ず確認する。

国民年金 厚生年金保険		診断書																																			
① (フリガナ) 氏名	生年月																																				
住所	都道府県	市区																																			
② 障害の原因となった傷病名	③ 本人の申立て	④ 傷病の原因又は誘因	⑤ 傷病が治った(症状が固定して治療の効果が期待できない)状態を含む。)かどうか。																																		
⑥ 診断書作成医療機関における初診時所見	初診年月日	⑦ 現在までの治療の内容、期間、経過、その他の参考となる事項																																			
⑧ 障害の状態 (平成・令和 年 月 日現在)																																					
(1) 視力		(2) 視野																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>視力</th> <th>矯正視力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>右</td> <td>× D C cyl D Ax °</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>× D C cyl D Ax °</td> </tr> </tbody> </table>		視力	矯正視力	右	× D C cyl D Ax °	左	× D C cyl D Ax °	<table border="1"> <thead> <tr> <th>視野</th> <th>右</th> <th>左</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前照野所見</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間透光野所見</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>環照野所見</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		視野	右	左	前照野所見			中間透光野所見			環照野所見																		
視力	矯正視力																																				
右	× D C cyl D Ax °																																				
左	× D C cyl D Ax °																																				
視野	右	左																																			
前照野所見																																					
中間透光野所見																																					
環照野所見																																					
(1) 欄「視力」		(3) 欄「所見」、(4) 欄「その他の障害」																																			
<p>裸眼視力その他、「矯正視力」として矯正眼鏡又はコンタクトレンズを使用することで得られる視力が記入してあること。</p> <p>また、視力が矯正できない場合は「矯正不能」と記入されているかを確認する。</p>		<p>各種検査による所見が記入されているか。また、該当する障害がある場合に、記入されているかを確認する。</p>																																			
<p>⑨ 両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)</p> <p>(イ) 中心視野の評価 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">中心視野の角度</th> <th colspan="6">中心視野の角度</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>上</th> <th>内上</th> <th>内</th> <th>内下</th> <th>下</th> <th>外下</th> <th>外</th> <th>外上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>右</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>左</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>両眼中心視野 角度 (1/2) () × 3 + () / 4 = () 度</p>		中心視野の角度	中心視野の角度						合計	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	右									左									<p>(4) その他の障害 (その程度・症状・治療経過等を記載してください。該当するもののローマ数字を○で囲んでください。)</p> <p>I 調節機能 / II 視覚機能 / III 瞳孔</p> <p>IV まぶたの欠損 / V まぶたの運動 / VI 眼球の運動</p>	
中心視野の角度	中心視野の角度						合計																														
	上	内上	内	内下	下	外下		外	外上																												
右																																					
左																																					

目の障害用診断書

⑩(2)、⑪～⑬欄

(2)欄「視野」

視野障害がある場合は、

ア. ゴールドマン型視野計

又は

イ. 自動視野計

のどちらかを用いた結果が記入されていること。

また、下表のとおり書類が添付されていることを確認すること。

種別	必要な添付書類
ゴールドマン型視野計を用いた場合	視野図のコピー
自動視野計を用いた場合	検査結果がわかるもの

⑩ 障害の状態 (平成)	
(1) 視力	
裸眼	矯正視力
右	× D ⊖ cyl D Ax °
左	× D ⊖ cyl D Ax °

(2) 視野 ※ 視野図のコピーを添付してください。

・ゴールドマン型視野計を用いた場合は、1/4の視標の視野図のコピー及び1/2の視標の視野図のコピーを添付してください。なお、どのインプタが1/4の視標や1/2の視標によるものを明確に区別できるように記載してください。

・自動視野計を用いた場合は、両眼開放エスターマンテストの検査結果及び10-2プログラムの検査結果がわかるものを添付してください。

ア. ゴールドマン型視野計

(ア) 周辺視野の評価 (I/4)

① 周辺視野の角度

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	度
右										
左										

② 両眼による視野が2分の1以上欠損

(はい・いいえ)

(イ) 中心視野の評価 (I/2)

中心視野の角度

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	度
右									a	
左									b	

(aとbのうち大きい方) (aとbのうち小さい方)

両眼中心視野角度 (I/2) $(\square \times 3 + \square) / 4 = \square$ 度

イ. 自動視野計

(ア) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 \square 点

(イ) 中心視野の評価 (10-2プログラム)

右 \square 点 (≥ 26dB)

(cとdのうち大きい方) (cとdのうち小さい方)

左 \square 点 (≥ 26dB)

両眼中心視野視認点数 $(\square \times 3 + \square) / 4 = \square$ 点

⑪ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください)

⑫ 予後 (必ず記入してください)

⑬

備考

本人の同意を得た上で、第三者に無関係に開示する必要がある場合、(備考欄)に、(開示)または(不開示)を記載してください。

上記のとおり、診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所在地

医師氏名

⑪欄「現症時の日常生活活動能力及び労働能力」

現症時において日常生活がどのような状況であるのか、また、どの程度の労働ができるのか等が必ず記入されていること。

⑫欄「予後」

現症日の時点において断定できない場合であっても、「不詳」等と必ず記入されていること。

○診断書の作成年月日、病院名、所在地、診療担当科名及び医師氏名が記入されていること。

機構からの連絡

各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和4年1月から令和4年3月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分、● (単発) …今回限りの単発実施分、▲ (新規) …新規の実施分

令和4年 1月

■ (定例) 源泉徴収票の発送

→ 詳細は、本誌9～11頁をご確認ください。

■ (定例) 口座振替及びクレジットカード納付の利用勧奨の送付

→ 詳細は、本誌12～14頁をご確認ください。

令和4年 2月

■ (定例) 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付

→ 詳細は、本誌15～19頁をご確認ください。

■ (定例) 源泉徴収額に変更があった者へ、年金振込通知書を送付

■ (定例) 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付

令和4年 3月

■ (定例) 年度未収納対策用納付書の送付

令和3年分公的年金等の源泉徴収票を送付します

(特定事業部)

◆ 源泉徴収票の送付

令和3年分公的年金等の源泉徴収票を令和4年1月8日(土)～15日(土)にかけて順次発送することとしています(郵便事情により、お手元に届くまで10日程度かかる場合があります)。

老齢・退職を支給事由とする年金を受給している方全員に、令和3年2月支払分から令和3年12月支払分まで(令和4年1月に支払いがあった方は、1月支払分まで)の金額を記載した源泉徴収票をお送りします。



※ 所得税および復興特別所得税の課税対象ではない障害年金、遺族年金および年金生活者支援給付金については、源泉徴収票は送付しません。



「源泉徴収票が届かない」という照会があったときは注意しましょう!

◆ 税制改正に伴う記載内容の変更

源泉徴収票(ハガキ)のレイアウトイメージは、次頁のとおりです。

税制改正に伴い、令和3年分の源泉徴収票より、本人欄における控除の区分欄の表記を「特別寡婦」「寡婦寡夫」から「ひとり親」「寡婦」に変更しています。

令和 3 年分 公的年金等の源泉徴収票											
支払を受ける者	住所又は居所							生年月日	年金の種類		
	(フリガナ)										
	氏名										
区 分		支 払 金 額				源 泉 徴 収 税 額					
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分						円					
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分						円					
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分						円					
所得税法第203条の3第7号適用分						円					
本 人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他	社会保険料の額
						人	人	人	人(人)	人	円
源泉控除対象配偶者	(フリガナ)	氏名	区分	(摘要)							
控除対象扶養親族	(フリガナ)	氏名	区分								
16歳未満の扶養親族	(フリガナ)	氏名	区分								
支払者	法人番号	6000012070001									
	東京都千代田区霞が関	1丁目2番2号									
	官署支出官	厚生労働省年金局 事業企画課長									
											印

本 人			
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦

◆ 源泉徴収票の再交付

令和3年分の源泉徴収票の再交付については、令和4年1月4日(火)から申請を受け付けます。

◆ 令和3年分源泉徴収票レイアウトイメージ

令和 3 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 (フリガナ)			生年月日	年金の種別				
	氏名								
区 分		支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額					
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		円		円					
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		円		円					
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		円		円					
所得税法第203条の3第7号適用分		円		円					
本 人	源泉控除対象配偶者の有無等 一般 老人	控除対象扶養親族の数			障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額	
		特定	老人	その他	特別	その他			
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	人	人	人	人	人	円
源泉控除対象配偶者	(フリガナ) 氏名	区 分	(摘要)						
控除対象扶養親族	(フリガナ) 氏名	区 分							
	(フリガナ) 氏名	区 分							
16歳未満の扶養親族	(フリガナ) 氏名	区 分							
	(フリガナ) 氏名	区 分							

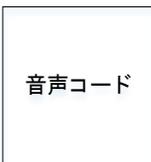
支払者 法人番号 6000012070001
 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
 官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長 印

源泉徴収票の見方

- 「支払金額」欄は、上記の年分としてお支払いした金額で、源泉徴収税額（所得税および復興特別所得税）と社会保険料を差し引く前のものです。
「支払金額」欄の金額と実際に受け取った金額は一致しない場合があります。
- 「源泉徴収税額」欄は、年金から源泉徴収された所得税および復興特別所得税の総額であり、個人住民税は含んでいません。
- 「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額については、次のとおり区分しています。

所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	老齢基礎年金、老齢厚生年金、64歳までの特別支給の退職共済年金を受けている方
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	65歳からの退職共済年金を受けている方
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	退職年金（退職等年金給付）、経過職域加算額（退職共済年金）を受けている方
所得税法第203条の3第7号適用分	上記第1号～第6号に該当しない方

- 「障害者の数」の「特別」欄のカッコ内には、同居特別障害者の方の人数を表示しています。
- 「社会保険料の額」欄の金額は、上記の年中に「支払金額」欄の金額から特別徴収された介護保険料額、国民健康保険料（税）額および後期高齢者医療保険料額の合計額を記載しています。



※上のマークは音声コードです。
 目の不自由な方にこの通知書に関する情報を音声でご案内するものです。

【個人住民税について】

公的年金等から特別徴収された個人住民税は、所得税および復興特別所得税の控除対象とされていないため、記載していません。個人住民税額については、お住まいの市（区）役所または町村役場にお問い合わせください。

【復興特別所得税について】

平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。（支払金額から社会保険料および各種控除を引いた額に対して5.105%を乗じて計算した額が、所得税および復興特別所得税として源泉徴収されます。）

この源泉徴収票は、確定申告をする際に必要です。大切に保管してください。

◆ ご不明な点がある場合

- 源泉徴収票の記載内容の説明・よくあるご質問（Q&A）等について
日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載していますので、そちらをご案内ください。
- 相談チャットについて
日本年金機構ホームページでは、源泉徴収票に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを令和3年12月28日（火）から開設します。
24時間いつでも対応していますので、ぜひご案内ください。

ホームページをご覧いただいてもご不明な点がある場合には、ねんきんダイヤル（0570-05-1165）をご案内ください。

なお、「ねんきんネット」（https://www.nenkin.go.jp/n_net/）から、源泉徴収票の再交付申請をすることができます。こちらも併せてご案内ください。



口座振替及びクレジットカード納付の利用勧奨を行います

(国民年金部)

現金で国民年金保険料を納付している方へ、口座振替及びクレジットカード納付の利便性や前納制度による割引等を周知し、利用促進するための勧奨を行います。

対象者

下記の2要件に該当する者。

1. 対象者データ抽出時(※)、口座振替納付及びクレジットカード納付を利用していない者のうち、未納がない者又は直近3ヶ月に未納がある者
2. 令和3年度に口座振替勧奨を実施していない者

※ 令和3年12月中旬に対象者を抽出しています。

発送日と発送予定件数

- ◆ 令和4年1月下旬(予定)
- ◆ 約190万件(予定)

発送物

- ◆ 国民年金保険料口座振替納付申出書
- ◆ 国民年金保険料クレジットカード納付申出書
- ◆ 勧奨用リーフレット

(勧奨用リーフレットの例は、本誌13頁～14頁をご覧ください。)

- ◆ 返信用封筒

※ 「口座振替納付申出書」及び「クレジットカード納付申出書」は、被保険者の基礎年金番号、生年月日及び住所が印字されたものを送付します。

※ 国民年金保険料の前納制度(「2年前納」「1年前納」「6か月前納」)を希望される場合は、**令和4年2月末(必着)まで**に申出書を提出する必要があります。

日本年金機構ホームページへの記載

令和4年1月に、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」に掲載予定です。

留意事項

令和3年12月中旬の情報をもとに送付するため、すでに口座振替やクレジットカード納付をお申込みいただいている方や、国民年金第1号被保険者ではなくなった方にもお知らせが届く場合がありますので、ご留意願います。



国民年金保険料を納付書で納めている方へ

口座振替・クレジットカードでの納付が便利でおトク！ ってご存じでしたか？

なんで便利でおトクなの？

1. 金融機関等へ行く手間が省けます。
2. 保険料の納め忘れがありません。
3. 口座振替は前納割引で、さらにお得！

※クレジットカード納付でも納付書と同額の割引が適用されます。

おすすめできる
ポイントがこんなに
あるんだね



ねんきん太郎
「ねんきんネット」マスコット

▼保険料額と前納割引額の目安

【令和3年度額】※1

支払方法 期間	1か月		6か月		1年		2年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
納付書（毎月払い）	16,610円		99,660円		199,320円		398,400円	
①クレジットカード前納 納付書前納			98,850円	810円	195,780円	3,540円	383,810円	14,590円※2
②口座振替前納	16,560円	50円	98,530円	1,130円	195,140円	4,180円	382,550円	15,850円※2

※1 令和4年度の保険料額は、令和4年2月下旬に告示される予定です。
告示後の保険料額は、下記ホームページでご確認いただけます。

※2 前納を2年にすると、1か月分の保険料額（16,610円）と同程度の割引が受けられます。

手続き方法

提出書類を同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、お送りください。（記入例は裏面にあります。）



① 口座振替

での納付をご希望の方

●提出書類

「国民年金保険料口座振替納付申出書」

※申出書以外の添付書類は不要です。



② クレジットカード

での納付をご希望の方

●提出書類

「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」

※クレジットカード名義人が本人・配偶者以外の場合は、同意書によるカード名義人の同意が必要です。

同意書は、日本年金機構ホームページ「申請・届出様式」からダウンロードできます。

お申込み期限

●まとめて前払い（前納）の場合

・4月末日からの前納・・・**2月末日までにお申し込みください。**

「6カ月前納（4月～9月）」「1年前納（4月～翌年3月）」「2年前納（4月～翌々年3月）」

・10月末日からの前納・・・**8月末日までにお申し込みください。**

「6カ月前納（10月～翌年3月）」

※毎月払いをご希望の場合は、いつでもお申し込みできます。

※口座振替納付は開始までお申し込みから1～2カ月程度、クレジットカード納付は2カ月程度かかる場合があります。

※お申込み期限を過ぎた場合、次回の前納までの間は「翌月末振替」となりますのでご注意ください。



日本年金機構 検索
日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp/>

勸奨用リーフレット（うら面）

記入例

○申出書は、口座振替とクレジットの2種類あります。どちらか選択してください。

口座振替納付申出書

太枠の部分をご記入ください。

記入後は
返信用封筒
で提出してね



①氏名をご記入ください。

届書コード 6541	千代田 年金事務所 宛	国民年金保険料口座振替納付申出書（年金事務所用）	令和3年7月1日
①基礎年金番号 0000-999999	②生年月日 昭和43年4月5日	③電話番号種別 ④電話番号 03-9999-9999	⑤口座振替方法 ① 普通 ② 当座 ③ 振替 ④ その他
氏名 年金 太郎	住所 千代田区霞が関 1-2-2	金融機関等使用種別 ① 銀行等使用種別 ② 口座種別 ③ 口座名 ④ 口座種別 ⑤ その他	国民年金保険料口座振替依頼書（金融機関・ゆうちょ銀行用）
⑥基礎年金番号 0000-999999	⑦生年月日 昭和43年4月5日	⑧口座振替方法 ⑨普通 ⑩当座 ⑪振替 ⑫その他	⑬口座振替方法 ⑭普通 ⑮当座 ⑯振替 ⑰その他
氏名 年金 太郎	住所 千代田区霞が関 1-2-2	金融機関等使用種別 ① 銀行等使用種別 ② 口座種別 ③ 口座名 ④ 口座種別 ⑤ その他	国民年金保険料口座振替依頼書（金融機関・ゆうちょ銀行用）
① 基礎年金番号 0000-999999	② 生年月日 昭和43年4月5日	③ 電話番号種別 ④ 電話番号 03-9999-9999	⑤ 口座振替方法 ① 普通 ② 当座 ③ 振替 ④ その他
氏名 年金 太郎	住所 千代田区霞が関 1-2-2	金融機関等使用種別 ① 銀行等使用種別 ② 口座種別 ③ 口座名 ④ 口座種別 ⑤ その他	国民年金保険料口座振替依頼書（金融機関・ゆうちょ銀行用）
⑥基礎年金番号 0000-999999	⑦生年月日 昭和43年4月5日	⑧口座振替方法 ⑨普通 ⑩当座 ⑪振替 ⑫その他	⑬口座振替方法 ⑭普通 ⑮当座 ⑯振替 ⑰その他
氏名 年金 太郎	住所 千代田区霞が関 1-2-2	金融機関等使用種別 ① 銀行等使用種別 ② 口座種別 ③ 口座名 ④ 口座種別 ⑤ その他	国民年金保険料口座振替依頼書（金融機関・ゆうちょ銀行用）

※ 「国民年金保険料口座振替納付申出書」および「国民年金保険料口座振替依頼書」の太枠内に記入し、届出印欄にご押印ください。
 ※ 請求お申し込み1〜2カ月後に口座振替が開始されます。ご利用開始は、「国民年金保険料口座振替開始（変更）・振替通知書」で通知します。
 ※ （ご利用開始までは、お手元の納付書で現金により納付してください。）
 ※ 一部免除（一部納付）されている方は、「毎月納付（翌月末納付）」のみのご利用となります。
 ※ 過去の未払い分の保険料、一部免除（一部納付）されている場合には、口座振替はご利用いただけません。

②希望する振替方法の番号に○を付けてください。

※保険料の割引額は「当月末振替（早割）」、「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」の順に大きくなります。（2年前納がもっともお得です）

③金融機関への届出印を鮮明にご押印ください。

【ご注意ください】
「国民年金保険料口座振替依頼書（金融機関・ゆうちょ銀行用）」の記入事項を訂正する場合は、必ず**訂正印（届出印）**をご押印ください。

クレジットカード納付申出書

①氏名をご記入ください。

太枠の部分をご記入ください。

①氏名をご記入ください。

届書コード 6542	千代田 年金事務所 宛	国民年金保険料クレジットカード納付申出書	令和3年7月1日
①基礎年金番号 0000-999999	②生年月日 昭和43年4月5日	③電話番号種別 ④電話番号 03-9999-9999	⑤カード番号 3456-7890-1234-567808月/2022年
氏名 年金 太郎	住所 千代田区霞が関 1-2-2	⑥カード有効期限 8月/2022年	⑦毎月納付 ① 毎月納付 ② 6カ月前納 ③ 1年前納 ④ 2年前納
氏名 年金 太郎	住所 千代田区霞が関 1-2-2	⑧カード有効期限 8月/2022年	⑨毎月納付 ① 毎月納付 ② 6カ月前納 ③ 1年前納 ④ 2年前納
氏名 年金 太郎	住所 千代田区霞が関 1-2-2	⑩カード有効期限 8月/2022年	⑪毎月納付 ① 毎月納付 ② 6カ月前納 ③ 1年前納 ④ 2年前納
氏名 年金 太郎	住所 千代田区霞が関 1-2-2	⑫カード有効期限 8月/2022年	⑬毎月納付 ① 毎月納付 ② 6カ月前納 ③ 1年前納 ④ 2年前納

① アリカン・エクスプレス ② イオンクレジット ③ NCイロ通 ④ OC ⑤ Orico
 ⑥ セゾン ⑦ JCB ⑧ セディナ ⑨ ダイナースクラブ ⑩ ジャックス
 ⑪ 東急 ⑫ トヨタファイナンス ⑬ 日専連 ⑭ 三井住友 ⑮ 三菱UFJニコス
 ⑯ UCS ⑰ ライフ ⑱ 楽天 ⑲ UC ⑳ VISA
 ㉑ Master

※ 太枠内を記入のうえ、同封の返信用封筒で郵送いただくか、年金事務所の窓口にご提出ください。
 ※ 初回お申し込みからクレジットカード納付開始までに2カ月程度かかる場合があります。
 ※ ご利用開始は、「国民年金保険料クレジットカード納付開始（変更）通知書」で通知します。
 ※ （ご利用開始までは、お手元の納付書で現金により納付してください。）
 ※ 過去の未払い分の保険料、一部免除（一部納付）されている場合には、クレジットカード納付はご利用いただけません。

③クレジットカード会員の方が自署でご記入ください。

※被保険者本人のクレジットカードであっても、クレジットカード名義人名をご記入ください。

④本人以外の場合に電話番号をご記入ください。

被保険者との続柄が本人・配偶者以外の場合は、クレジットカード名義人に対して、電話又は書面による同意確認を行っています。

**令和3年の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付します
(特定事業部・国民年金部)**

「かけはし」第72号でもお知らせしたとおり、令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、令和4年2月4日(金)に社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付する予定です(以下表の ② が対象者です。)。令和3年10月送付分と対象者が異なりますので、お間違えのないようお気を付けください。

＜控除証明書の送付対象者＞

	発送時期	対象者
①	令和3年10月25日(月)から11月1日(月)にかけて順次	令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和4年2月4日(金)	令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方(①の対象者は除きます。)

所得税及び住民税の申告において、令和3年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、大切に保管するようお客様へのご案内をお願いします。

具体的な質問に対しては「ねんきん加入者ダイヤル」(下記をご参照ください)にてお受けしていますので、お客様からお問い合わせがあった際はご案内ください。

- 問い合わせ先の名称：ねんきん加入者ダイヤル
- 電話番号：(ナビダイヤル) 0570-003-004
050から始まる電話の場合は、(東京) 03-6630-2525

＜受付時間＞

- ・月～金曜日 午前8:30～午後7:00
- ・第2土曜日 午前9:30～午後4:00
- ・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。
- 「(東京) 03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

その他控除証明書に関する情報は「かけはし」第72号の6頁から15頁に掲載していますのでご参照ください。

令和4年2月送付分のレイアウトは次ページのとおりです。

◆送付する控除証明書のレイアウト（13月以上の前納者以外）
（2月送付分おてもて面）

料金後納郵便

親展

重要

△開封前にあて名をご確認ください。

社会保障料 控除証明書
(国民年金保険料)

日本年金機構 〒168-8505
Japan Pension Service 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

※お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先

社会保障料 (国民年金保険料) 控除証明書

被保険者氏名
前年（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

印

証明日 令和4年1月1日
歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

【令和3年中の納付済保険料額】

納付状況の内訳

年	納付対象月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

●「訂済」は令和3年中に納付された月を示しています。
●口座振替による納付の場合、11月分保険料（口座振替の早割の方は12月分保険料）は、翌年の第1営業日（口座振替日）のため、翌年分の控除対象です。

〒 納付済保険料の証明額 円

〒 納付済保険料の証明額 円

社会保障料 (国民年金保険料) 控除証明書

被保険者氏名
前年（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証明日 令和4年1月1日
歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

【令和3年中の納付済保険料額】

納付状況の内訳

年	納付対象月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

●「訂済」は令和3年中に納付された月を示しています。
●口座振替による納付の場合、11月分保険料（口座振替の早割の方は12月分保険料）は、翌年の第1営業日（口座振替日）のため、翌年分の控除対象です。

〒 納付済保険料の証明額 円

〒 納付済保険料の証明額 円

※上のマークは国の自由な方のためのユーザIDです。
220X XXXX XXX

16

January2022<Vol.73>

◆送付する控除証明書のレイアウト（13月以上の前納者以外）

（2月送付分うら面）

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。

ご家族の保険料も控除の対象です。

生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合には、納付した方の社会保険料控除の対象になります。

申告の際は納付を証明する書類が必要です。

国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合、申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類（本証明書または領収証）の添付等が義務付けられています。

*令和4年1月1日以降に納付された保険料は、この控除証明書ではなく、翌年分の控除証明書に記載されます。

2年前納（現金・クレジットカード納付）ができます！

口座振替に加えて現金・クレジットカード納付についても、割引額の大きな2年前納をご利用いただけます。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

年金制度については、日本年金機構ホームページをご覧ください。また、年金事務所窓口での年金請求等の相談は、事前予約をご利用ください。

保険料納付は、口座振替が便利でお得！ -安心・簡単・便利・お得な口座振替をおすすめします-

- 安心 自動引落で納め忘れの心配がありません
- 簡単 1度の手続でOK！手数料もかかりません
- 便利 金融機関等に行く手間と時間が省けます
- お得 早期・前納を利用してお得な割引

口座振替なら、早期が利用できます。

早期（当月保険料の当月未引落）は、毎月の保険料が50円割引となります。（※）

口座振替による前納は、もつとお得です。

保険料を前納されると割引があります。（※）

※割引額・前納保険料額等は、令和3年度の金額となります。
令和4年度の前納保険料額等については、令和4年2月下旬に告示される予定です。

口座振替による割引額と保険料額

前納方法	年度	保険料額（割引額）
口座振替	1年度分	199,320円→195,140円（4,180円割引）
	2年度分	398,400円→382,550円（15,850円割引）
現金及びクレジットカード納付	1年度分	199,320円→195,780円（3,540円割引）
	2年度分	398,400円→383,810円（14,590円割引）

口座振替による前納のお申し込みは、2月末日が締め切りです。お早めにお申し込みください。

口座振替のお申し込み

口座振替は、お近くの年金事務所または口座をお持ちの金融機関でお申し込みができます。詳細については、年金事務所までお問い合わせください。

お問い合わせは、『控除証明書相談チャット』
または、『ねんきん加入者ダイヤル』へ

1. 控除証明書相談チャット（24時間対応）

日本年金機構ホームページでは、控除証明書に関するお問い合わせに自動で応える相談チャットを開発しています。右記の二次コードよりぜひご利用ください。
(<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koujo2021.html>)

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。
<https://www.nenkin.go.jp/>

2. ねんきん加入者ダイヤル



050から始まる電話でおかけになる場合は「(東京)03-6630-2525

<受付時間>

月～金曜日 午前8：30～午後7：00

第2土曜日 午前9：30～午後4：00

* 祝日（第2工曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。

●お宅ダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合、金庫などからでも市内通話料までご利用できます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合、通常の通話料がかかります。

●「03-6630-2525」の番号におかけになる場合、通常の通話料がかかります。
●「0570」の最初の「0」を省略したり、市外番号を付けて通話しているケースが発生しています。おかけ間違いのないようご注意ください。

「お知らせは内削にありません。」

矢印の方向へゆっくりがしてください。

（水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。）

◆送付する控除証明書のレイアウト（13月以上の前納者） （2月送付分うら面）

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

- 証明日は、令和4年1月1日です。
- 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
- ご家族の保険料も控除の対象です。
生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。
- 申告の際は納付を証明する書類が必要です。
国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合、申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。
- 再発行について
再発行をご希望の方は、『ねんきん加入者ダイヤル TEL : 0570-003-004（ナビダイヤル）』までご連絡ください。
050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6630-2525
<受付時間> 月～金曜日 午前8:30～午後7:00
第2土曜日 午前9:30～午後4:00
* 休日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。
* ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内通話料金でご利用できます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合、通常の通話料金がかかります。
* 「03-6630-2525」の番号におかけになる場合、通常の通話料金がかかります。

●前納した国民年金保険料の社会保険料控除

前納により納付された国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合は、以下のどちらかを選択していただくことになります。

- (1) 全額を納付した年に控除（まとめて申告する場合）
本証明書の「令和3年中の納付済保険料額」に記載されている合計額が証明額となります。
申告の際には、この欄に金額が記載されているすべての証明書を添付等してください。
 - (2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合）
各年分に分けて申告する方法を選択する場合、各年の控除額は次の例のように算出されます。
申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。
- * (2)の方法で控除を受けた場合、(1)の方法に戻すことはできません。
また、令和4年に令和4年分と令和5年分をまとめて控除することもできません。

[(2) の例] 各年分の保険料に相当する額を各年に控除する場合

控除対象額	例1 口座振替で24か月分（令和3年4月分から令和5年3月分）382,550円を前納された場合	例2 納付書で17か月分（令和3年11月分から令和5年3月分）274,890円を前納された場合
Ⓐ 令和3年	(令和3年4月から令和3年12月分までの9か月分) 382,550円×9か月/24か月=143,457円	(令和3年11月から令和3年12月分までの2か月分) 274,890円×2か月/17か月=32,340円
Ⓑ 令和4年	(令和4年1月から令和4年12月分までの12か月分) 382,550円×12か月/24か月=191,275円	(令和4年1月から令和4年12月分までの12か月分) 274,890円×12か月/17か月=194,040円
Ⓒ 令和5年	(令和5年1月から令和5年3月分までの3か月分) 382,550円 - Ⓐ - Ⓑ = 47,818円	(令和5年1月から令和5年3月分までの3か月分) 274,890円 - Ⓐ - Ⓑ = 48,510円

* 本証明書は (2) の方法で控除を受ける場合、最大3年間使用しますので、なくさないよう大切に保管してください。

[注意事項]

- 「①納付済額」は、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで
に納付された保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き
年末までに納付された場合の
保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、「②見込額」、
「③合計額」を表示していません。
・ 国民年金第1号被保険者では
ない場合
・ 令和4年3月または令和5年3月
までの保険料を前納されて
いる場合
・ 保険料の未納期間がある場合
など

[注意事項]

- 「①納付済額」は、
令和3年1月1日から
令和3年12月31日まで
に納付された保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き
年末までに納付された場合の
保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、「②見込額」、
「③合計額」を表示していません。
・ 国民年金第1号被保険者では
ない場合
・ 令和4年3月または令和5年3月
までの保険料を前納されて
いる場合
・ 保険料の未納期間がある場合
など

[注意事項]

- 「①納付済額」は、
令和3年1月1日から
令和3年12月31日まで
に納付された保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き
年末までに納付された場合の
保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、「②見込額」、
「③合計額」を表示していません。
・ 国民年金第1号被保険者では
ない場合
・ 令和4年3月または令和5年3月
までの保険料を前納されて
いる場合
・ 保険料の未納期間がある場合
など

年金制度改正法(令和2年法律第40号)が順次施行されます

(事業企画部・年金給付部・国民年金部・厚生年金保険部・年金記録企画部)

令和2年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)」のうち、下記改正についてご説明します。

1. 受給開始時期の選択肢の拡大
2. 在職中の年金受給の在り方の見直し
3. 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
4. 被用者保険の適用拡大

1. 受給開始時期の選択肢の拡大

老齢年金の受給開始時期は、自身の希望により60歳から70歳の間で選択することができますが、高齢者が自身の就労状況等に合わせて、より柔軟に選択できるよう以下のとおり見直しされます。

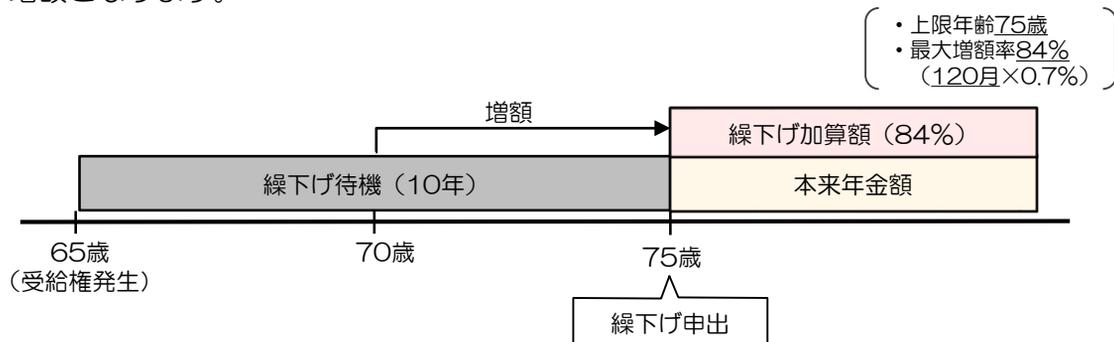
(1) 繰下げ受給の上限年齢の引上げ【令和4年4月1日施行】

これまでの取扱い

65歳より後に受給開始(繰下げ受給)をする場合、70歳まで選択が可能です。
年金額は1月あたり0.7%増額されるため、70歳まで繰下げした場合、年金額は42%増額となります。

令和4年4月以降の取扱い

受給開始時期の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられます。
年金額は1月あたり0.7%増額されるため、75歳まで繰下げした場合、年金額は84%増額となります。



適用対象は令和4年3月31日時点で、次の①②のいずれかに該当する方です。

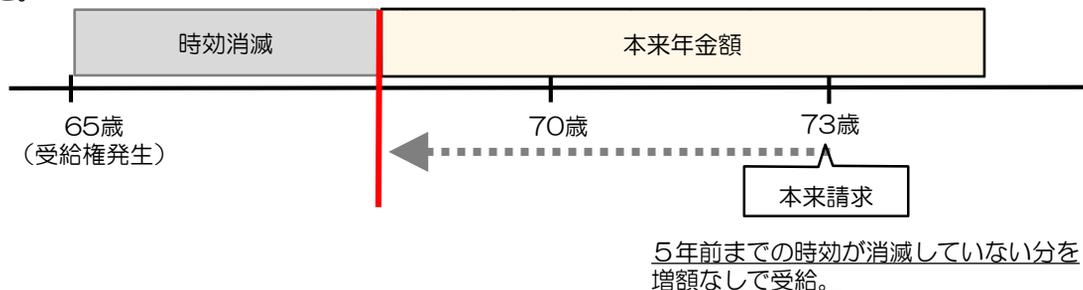
- ① 70歳未満の方
(昭和27年4月2日以降生まれの方)
- ② 受給権を取得した日から起算して5年を経過していない方
(受給権発生日が平成29年4月1日以降の方)

※ ①または②に該当しない方(令和4年3月31日時点で70歳以上の方など)は、令和4年4月1日以降も上限年齢は70歳となります。

(2) 70歳以降に本来受給を選択した場合の特例的なみなし増額【令和5年4月1日施行】

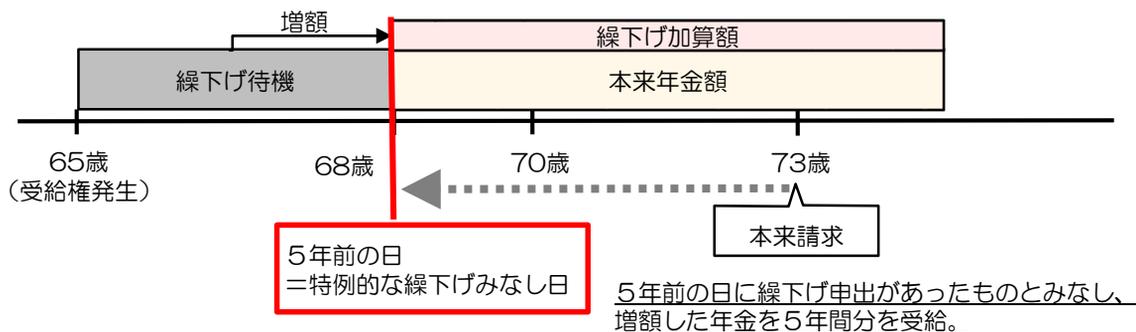
これまでの取扱い

70歳以降に年金を請求し、本来受給（65歳から受給）を選択した場合、5年を超える期間分の年金は時効により消滅し、増額のない年金を5年分受給することになっていました。



令和5年4月以降の取扱い

70歳以降80歳未満の間に年金を請求し、本来受給を選択した場合、5年前に繰下げ申し出があったとみなし、繰下げ増額された年金が支給されます。



適用対象は令和5年3月31日時点で、次の①②のいずれかに該当する方です。

- ① 71歳未満の方
(昭和27年4月2日以降生まれの方)
- ② 受給権を取得した日から起算して6年を経過していない方
(受給権発生日が平成29年4月1日以降の方)

※ ①または②に該当しない方（令和5年3月31日時点で71歳以上の方など）は、対象となりません。

なお、他の年金を受給している場合は、特例的なみなし増額は適用されない場合があります。また、繰下げ待機中に死亡し、遺族が未支給年金として請求する場合は、特例的なみなし増額は適用されません。

➤ 適用対象者は繰下げ受給の上限年齢の引上げと同様ですが施行日が異なります。対象となる方でも、施行日前に本来請求を行った場合は、特例的なみなし増額は適用されません。

(3) 繰上げ受給の減額率の変更【令和4年4月1日施行】

これまでの取扱い

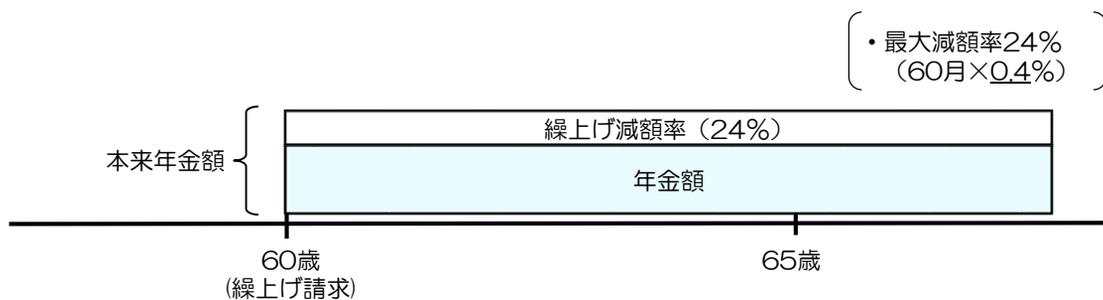
繰上げ受給をした場合、年金額は1月あたり0.5%減額され、60歳から受給すると最大30%減額されていました。

令和4年4月以降の取扱い

繰上げ受給の減額率が1月あたり0.5%から0.4%に変更されます。
60歳から受給すると最大24%減額となります。

繰上げ減額率の算出に用いる係数 = **0.4%**

減額率の計算 = 繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数 × **0.4%**



適用対象は令和4年3月31日時点で、60歳未満の方です。
(昭和37年4月2日以降生まれの方)

※ 令和4年3月31日時点で60歳以上の方は、令和4年4月1日以降も1月あたり0.5%の減額率が適用されます。

【参考】繰上げ減額率の変更の経緯

減額率・増額率については、選択された受給時期にかかわらず数理的に年金財政上中立を基本として設定されています。

つまり、65歳から平均余命まで年金を受給した場合の平均的な受給総額と、本人が選択した受給開始時期から平均余命まで年金を受給した場合の受給総額が等しくなるよう設定されています。

最新の完全生命表に基づく平均余命や財政検証上の経済前提を用いて再計算を行った結果、この度、65歳からの平均余命の延伸により、65歳から平均余命まで年金を受給した場合の平均的な受給総額が増加したため、今回の受給開始時期の選択肢の拡大にあわせて、減額率の算出に用いる係数が見直されることとなりました。

【平成12年改正時】
65歳の平均余命18.7年
(男女平均)

平均余命の延伸
→

【令和2年改正】
65歳の平均余命21.8年
(男女平均)

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し

(1) 在職による老齢厚生年金の支給が停止される基準額の見直し【令和4年4月1日施行】

老齢厚生年金を受け取られている方が厚生年金保険に加入し、年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計額が一定の基準額を超えた場合、年金の全部又は一部が支給停止されます（在職老齢年金制度）。

令和4年4月から60歳以上65歳未満の在職老齢年金について、年金の支給が停止される基準額の見直しが行われ、65歳以上の在職老齢年金と同じ基準額に緩和されます。

これまでの取扱い

60歳以上65歳未満の在職老齢年金の支給が停止される基準額は28万円です。

令和4年4月以降の取扱い

60歳以上65歳未満の在職老齢年金の支給が停止される基準額は47万円（令和3年度基準額）へ引き上げられ、65歳以上の在職老齢年金と同じ基準額になります。

【在職老齢年金による調整後の年金支給月額の計算式】

- 年金の基本月額と総報酬月額相当額との合計が47万円以下の場合

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{年金の} \\ \text{基本月額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{総報酬月額} \\ \text{相当額} \\ \hline \end{array} \right) \leq 47\text{万円} \quad \Rightarrow \quad \text{全額支給}$$

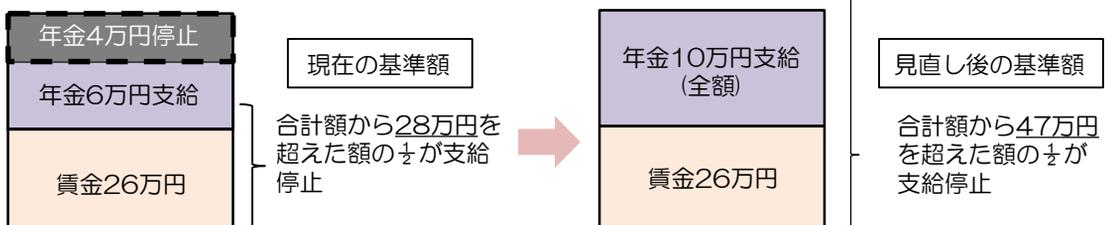
- 年金の基本月額と総報酬月額相当額との合計が47万円を超える場合

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{年金の} \\ \text{基本月額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{総報酬月額} \\ \text{相当額} \\ \hline \end{array} \right) > 47\text{万円} \quad \Rightarrow \quad \text{年金の基本月額} - (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円}) \div 2$$

参考

- ・年金の基本月額
⇒ 加給年金額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額
- ・総報酬月額相当額
⇒ (その月の標準報酬月額) + (その月以前1年間の標準賞与額の合計) ÷ 12

[例：年金の基本月額が10万円で総報酬月額相当額が26万円、合計額36万円の場合]



(2) 在職時改定の導入【令和4年4月1日施行】

65歳以上の老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となった場合の年金額の改定について、年金を受給しながら働く方の経済基盤の充実を図るため、早期に年金額へ反映する仕組みを導入します。

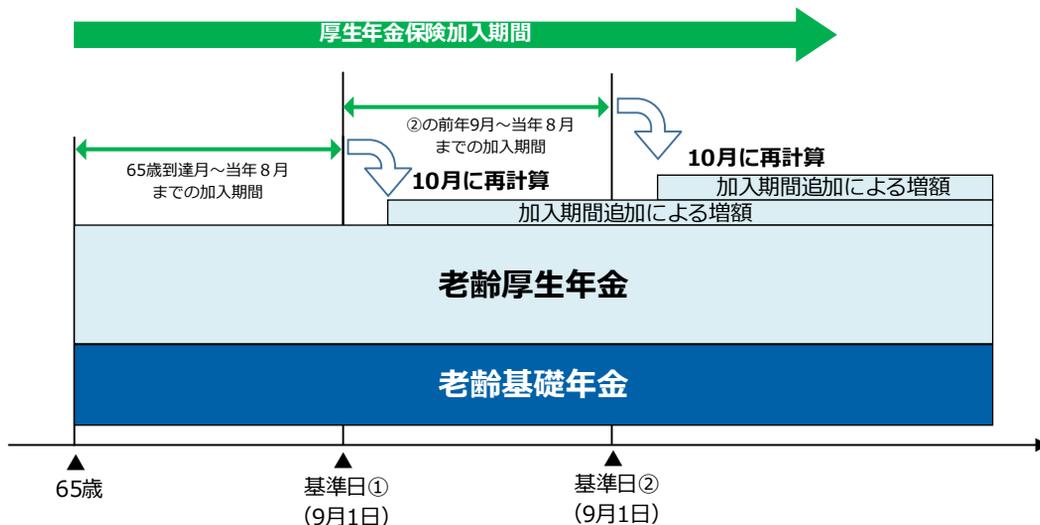
これまでの取扱い

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となった場合、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時（退職時・70歳到達時）にのみ年金額を改定する際の計算に含まれていました。



令和4年4月以降の取扱い

65歳以上の受給権者は在職中であっても、毎年1回年金額の改定が行われます。基準日（9月1日）において厚生年金保険の被保険者である65歳以上70歳未満の老齢厚生年金の受給権者については、前年9月～当年8月の厚生年金被保険者期間を老齢厚生年金の計算の基礎に加え、10月分（12月支払）から年金額の改定が行われます。



3. 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え【令和4年4月1日施行】

これまでの取扱い

20歳到達等で初めて年金制度へ加入する方や再交付の申請をした方等に対し、年金手帳を交付しています。



令和4年4月以降の取扱い

交付	<p>令和4年4月1日以降に初めて年金制度へ加入する方（20歳に到達した方、20歳前に厚生年金保険の被保険者となった方等）に対し、年金手帳に替わり、<u>基礎年金番号通知書</u>を交付します。</p> <p>既に年金手帳を交付されている方には、基礎年金番号通知書の交付は行いません。</p> <p>また、お手元にある年金手帳は、令和4年4月1日以降も「<u>基礎年金番号を明らかにすることができる書類</u>」として、引き続き、ご利用いただけます。</p>
再交付	<p>年金手帳を紛失等した方で再交付を希望する方に対し、令和4年4月1日以降は<u>基礎年金番号通知書</u>を交付します。</p> <p>なお、令和4年4月1日以前に年金手帳の再交付申請書が提出されている場合であっても、<u>交付日が令和4年4月1日以降となる場合、基礎年金番号通知書の交付となります。</u></p>
事業主への提出	<p>厚生年金保険の被保険者資格取得の際、事業主に個人番号を提供した場合は、事業主への「<u>基礎年金番号を明らかにすることができる書類（基礎年金番号通知書等）</u>」の提出は不要となります。</p>
その他	<p>個人番号を提供する方の本人確認書類としての年金手帳及び基礎年金番号通知書の位置付けについては、関係省庁での整理後、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則により示される予定です。（令和3年12月現在）</p>

4. 被用者保険の適用拡大

(1) 短時間労働者にかかる被用者保険の適用拡大【令和4年10月1日、令和6年10月1日施行】

平成28年10月から、従業員が常時500人を超える法人の事業所と個人事業所を「特定適用事業所」とし、当該事業所に勤めるパートタイマー・アルバイト等で一定の要件に該当する短時間労働者について、社会保険の加入義務対象者としています。

令和4年10月以降は「特定適用事業所」の企業規模等が変更となり、新たに社会保険加入となる対象者の範囲が拡大されます。

これまでの取扱い

被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時500人を超える適用事業所に勤めるパートタイマー・アルバイト等の短時間労働者の方で、下記要件に該当する方は厚生年金保険及び健康保険の被保険者となります。

【適用要件】

- ・週の所定労働時間が20時間以上（労働時間要件）
- ・月額賃金が8.8万円以上（賃金要件）
- ・継続して1年以上雇用の見込みがある（勤務期間要件）
- ・学生ではない（学生除外要件）

令和4年10月以降の取扱い

被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時100人を超える適用事業所が特定適用事業所になります。

また、短時間労働者の適用要件から、勤務期間要件（継続して1年以上雇用の見込みがある）が撤廃されます。

令和6年10月以降の取扱い

被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時50人を超える適用事業所が特定適用事業所になります。

(2) 適用事業所の範囲の見直し【令和4年10月1日施行】

社会保険の適用については、法人事業所及び国・地方公共団体の事業所は、厚生年金保険及び健康保険の加入が義務付けられています。

また、厚生年金保険法及び健康保険法に規定されている適用業種である個人事業所についても、常時5名以上の従業員を雇用している場合、強制適用事業所となります。

令和4年10月からは、強制適用事業所となる適用業種の中に新たに法律・会計に係る行政手続き等を扱う業種（土業）が追加されます。

令和4年10月以降に適用対象となる土業

弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士、弁理士

日本国籍を有しない方への氏名変更に関するお知らせの送付について (年金記録企画部)

現在、日本年金機構ではマイナンバーと基礎年金番号が紐付いている方について、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）のお客様の氏名・住所等の変更情報を取得し、機構が管理する氏名・住所等の情報を更新しています。

このうち、日本国籍を有しない方（以下「外国人」という。）の氏名を更新する場合、一定の条件※を満たす方に、機構からの通知の宛名氏名を更新する旨をお知らせする文書（「年金に関するお知らせ等に記載する氏名について」）を送付しています。

※「一定の条件」は以下のとおり。

①	通知の宛名氏名に通称が登録されていた方に関して、住民票から通称が削除された情報を受領した場合
②	住民票に記載のない氏名が通知の宛名氏名に登録されていた場合
③	住基ネットから取得した氏名にフリガナが付されていない場合 (※原則として年金受給権者のみ。)

【補足】

住民票上に記載することができる外国人の氏名等は、以下の3種類（最大）です。

1	在留カード等に記載されたローマ字により表記した氏名
2	在留カード等に記載された漢字又は漢字及び仮名を使用した氏名
3	通称

機構では、上記のうち原則1種類の氏名のみを通知の宛名氏名として管理しています。



文書がお手元に届いたお客様からの照会対応について

- 文書の内容等に関する照会
→ お近くの年金事務所をご案内ください。
- 住民票上の氏名等の変更（訂正）に関する照会
→ 必要なお手続きに係るご案内等をお願いします。

地域の独自情報

編集後記

皆様、明けましておめでとうございます。とはいえ、この編集後記を書いているのは12月下旬で、新年を迎える準備の大詰めです。財布の紐を緩めないように自制していましたが、南部鉄器の鉄瓶と出会ってしまい、思い切って購入しました。小ぶりでも重たいですし、手入れを怠ると錆びてしまう鉄瓶ですが、経年変化を楽しめる魅力は大きいです。一年の最後にいい買い物したな…と衝動買いを正当化するのはいつものことですが、これは本当にいい買い物でした。さて、「かけはし」はこれからも皆様方のご意見・ご要望をいただきながら、様々な情報を提供してまいりたいと考えています。本年もどうぞよろしくお願いいたします。